

立山町の更なる行財政改革推進のための提言に基づく 実績及び工程表

21.6.30現在

提言区分	提言内容	開始日	実績・工程
1(1)①	県等への派遣や研修制度の充実により、職員の資質向上に努めること。	平成21.3 平成21.4～	<p>県派遣 平成18年度まで 8名 平成19年度 1名 (H19.10～H20.9) 平成21年度 1名</p> <p>人材育成基本方針策定 今後、県への派遣は毎年行っていく予定 研修制度については、人材育成基本方針に則り、研修体制を検討する。 市町村アカデミーや国際文化研修所の研修について積極的にPRし、受講を勧める。 研修体系の検討 5月～</p>
1(1)②	接遇やマナーに関する研修、自主的な自己点検の実施などにより、職員の接遇力向上に努めること。	平成21.5～	<p>平成19年度 職員研修実施 平成20年度 職員研修実施 市町村職員研修機構や県職員研修所の階層別研修の受講や夜間研修、接遇、マナー研修などを実施する。 新人研修なども含め、接遇、マナー研修を実施する。</p>
1(1)③	少数精鋭体制を構築するため、年齢別職員数の不均衡に配慮し、能力を最大限活かす人事異動・登用により、職員の能力開発に努めること。	平成21.5～	<p>管理職候補者の早期登用などにより、今後の退職に対応していく。 (1).①②とあわせて進める</p>

1(2)①	大規模保育所の民間活力導入を検討すること。【重点検討課題】 ・民営化にあたっては、延長保育など弾力的な運営能力を活かしながら障害児への対応に配慮するとともに、三者（保護者・法人・町）協議会の設置や第三者評価の受審などにより、保育の質の向上が図れる仕組みを講ずること。	平成 21. 4. 1 平成 21 年度～	あおぞら保育園を(社)相幸福社会に運営委託 平成 21. 4. 1 の入所児童は 119 人で、今後 1～2 年で定員 130 人以上の入所児童が見込まれる。 第三者評価の受審 平成 18 年度 みどりの森保育園、五百石保育所 平成 19 年度 下段保育所 平成 21 年度 高原保育園の第三者評価の受審に助成を行う予定 立山町保育所あり方懇談会で民営化について検討する。
1(2)②	特別保育所のあり方について検討すること。【重点検討課題】 ・行政の公平性、設置目的、事業収支や児童の健全な育成などの観点から整理のうえ、保護者や地元と存廃等を含めた話し合いの機会を設けること。	平成 21 年度～ 平成 21. 12 平成 22. 3	立山町保育所あり方懇談会を立ち上げ、特別保育所及び大規模保育所の公設民営化等について検討する。 立山町保育所あり方懇談会の中間報告 立山町保育所あり方懇談会の答申
1(2)③	未活用の休所保育所を廃止すること。	平成 21. 3. 24 平成 21. 5. 26 平成 21 年度中	立山保育所を廃止 (平成 21. 2. 23 県に児童福祉施設廃止届出書を提出 平成 21. 3 町議会で保育所設置条例の一部改正) 県から立山保育所の財産処分が承認 地区防災拠点として活用予定
1(2)④	旧東谷保育所の有効活用を進めること。(継続・確認)	平成 20. 7. 11	東谷地区住民と協議 東谷保育所は、谷口地区の第 2 公民館として地区住民が有効活用しており、今後も引き続き有効活用をしていく予定
1(2)⑤	旧上東中学校への勤労青少年ホーム機能の移転を進めること。	平成 20. 12	下段地区自治振興会へ説明(勤労青少年ホームの取り壊し及び移転についての協議)

		平成 21. 1～21. 3 平成 21. 3. 19 平成 21. 3. 22、4. 20 平成 21. 4. 29 平成 21 年度中 平成 22 年度	上段・東谷地区自治振興会への説明（上東中学校の廃校及び利活用についての協議） 上東中学校廃校 福田集落説明会 上段・東谷地区合同会議（施設の利活用について） 勤労青少年ホーム利用者友の会への説明会 供用開始予定 旧勤労青少年ホーム解体予定
1(2)⑥	給食の質を保つ仕組みを講じ、学校給食調理場の統合を進めること。	平成 20. 12. 19 ～平成 21. 4. 23 平成 21. 1. 15 平成 21. 3. 15 平成 21. 5. 7 平成 21. 6 平成 23 年度	学校給食共同調理場基本構想策定委員会（全 5 回） 富山市南・北給食センターの視察 建設予定地周辺住民説明会（向新庄・榎） 下段地区自治振興会からの要望への回答 基本構想策定（HP 公開） 供用開始予定
1(2)⑦	選挙投票所の統合を進めること。	平成 19. 9	平成 19 年度参議院議員選挙から千寿ヶ原投票区を廃止。 今後、投票区の統廃合を検討する。
1(2)⑧	消防の適正な広域化に努めること。		富山県消防広域化推進計画（平成 19 年度）に基づき、5 年以内（平成 24 年度）を目途に広域化を検討する。 今後の広域化スケジュール（課題） ・ 広域化の組合せの決定（現在、県東部 1～3 案） ・ 関係市町村、議会、住民との調整、説明 ・ 消防救急無線のデジタル化移行期限（平成 28. 5. 31 まで）との整合を図る 消防指令センターの整合性を検討。（位置情報通知システムと新発信地表示システムの統合及び時期の整合を図る。）

1(2)⑨	舟橋村の上水道との適正な統合に努めること。(継続・確認)		平成 23 年度統合を目途に協議を進める。
1(2)⑩	簡素で効率的、かつ、分かりやすい組織機構となるよう努めること。	平成19年度 平成20年度 平成 21.5～	各保育所に副所長を設置 産業観光課を農林課と商工観光課に分離 水道事業所を水道課に改組 健康福祉課障害福祉係と社会福祉係を統合し、社会福祉係として再編 建設課土木施設改良係と土木施設維持係の一・二係を統合 定員管理計画や部門別の人員、業務内容の見直しと絡め、分かりやすい組織機構を考える。関係部署との意見交換を実施
1(3)①	行政が担うべき役割を整理するとともに、職務における権限と責任を明確化し、引き続き簡素な人員体制となるよう努めること。	平成 21.5～	人材育成基本方針に示された職階ごとの役割を認識し、職務を遂行する。 (2) ⑩とも絡み合わせ検討する
1(3)②	行政需要の変化や行財政改革の進捗状況を踏まえた部門別の人員を検討し、適切な定員管理に努めること。	平成19.4 平成20.4 平成21.4 平成 21.5～	定員適正化計画により 目標値：295人に対して、295人達成 目標値：290人に対して、280人達成 目標値：285人に対して、270人達成（平成22.4目標値：275人） 各所属に業務の見直しを依頼する (1)③、(3)①とも絡み合わせ適切な人員を把握し、定員管理に対応していく
1(3)③	団塊世代の大量退職を踏まえ、再任用制度を一般職員にも適用するなど、優秀な人材の活用に努めること。	平成19年度 平成20年度 平成 21.5 平成 21.6 平成 21.7	退職25名 採用4名 再任用1名 退職15名 採用6名 再任用1名 新規採用職員募集要領の公表 再任用希望調査 各課の人員要望調査
2(1)①	申請書の自署時の押印廃止や作成支	平成 21.5～	窓口での戸籍の証明書や住民票等の交付請求及び住民異動届（戸籍に

	援、要望書の迅速処理など、町民負担の軽減と町民サービスの向上に努めること。		<p>関する届を除く)の際に、氏名を自書し請求者及び届出人の本人確認ができる場合は押印を省略することができる取り扱いとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口での申請書の自署時は、本人確認が必要であるものについては、確認できれば、押印を必要としない。 ・要望書を迅速処理するため、標準処理期間1ヶ月とする。 <p>作成方針を定める。</p> <p>各課回答作成基準</p> <p>「です・ます」調に統一する。</p> <p>文書構成を(原則)定型化する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①現状説明(現状認識) ②課題や障害となるものの説明 ③解決策の提示 ④結論 <p>現状での問題点を各課から聞き出し、作成方針を12月までに作成し、1月課長会議にて公表する。</p>
2(1)②	事務事業評価制度を活用し、職員のコスト意識の向上を図るとともに、評価結果を予算や総合計画に反映するよう努めること。	年度内	<ul style="list-style-type: none"> ・見込み版 平成21.3.31まで提出 ・確定版 平成21.6.15まで提出 ・平成20年度分の事務事業評価を実施するまでに、様式の見直しを検討する。 <p>(1)平成21.11まで：総務課との協議</p> <p>(2)平成21.12まで：様式等の公表</p>
2(1)③	農地流動化奨励金制度を段階的に廃止すること。(継続・確認)	平成10年度～ 平成13年度～	<p>現行制度開始</p> <p>貸し手側の奨励金は、当初は新規のみ一律5,000円</p> <p>借り手側の奨励金は、当初は新規・再設定を問わず一律10,000円</p> <p>利用権設定の長期化を進めるため</p>

		<p>平成 18 年度～ 平成 19 年度～ 平成 20 年度～</p>	<p>現行の設定期間による 3 段階へと変更 経営面積 3ha 以上対象 経営面積 4ha 以上対象 品目横断的経営安定対策加入者対象 水田経営所得安定対策加入者対象 農業委員、貸し手・借り手の代表からの意見聴取</p> <p>平成 21 年度からは、 ①借り手については、県単補助を優先 ②貸し手については、県の補助対象外なので、奨励金の該当を 1 農地 1 回のみ</p> <p>以上の条件で対象を絞り込んで制度を継続する旨の要望が出された。</p> <p>今後の方向性としては、 ①制度は継続する ②貸し手については、町単独事業を平成 21 年度をもって廃止する予定</p>
2(2)①	<p>人件費充当経常収支比率、経常収支比率、実質公債費比率の抑制に努め、引き続き財政構造の健全化(改善)を図ること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費充当経常収支比率 平成 19 年度実績 30.8% 比率は平成 16 年度をピークに 4 年連続低下中 当面の目標を 30%以下とする ・ 経常収支比率 平成 19 年度実績 90.9%、類似団体全国平均値 89.5 当面の目標を 80%台への回復とする ・ 実質公債費比率 平成 19 年度実績 17.8% 18%未満の比率を維持する

2(3)①	固定資産税などの徴収額及び徴収率の向上に努めること。		<p>※収納率の実績(現年度分)</p> <table border="0"> <tr> <td>平成 19 年度 町民税</td> <td>99.25%</td> <td>固定資産税</td> <td>98.69%</td> </tr> <tr> <td>軽自動車税</td> <td>99.31%</td> <td>国保税</td> <td>97.32%</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度 町民税</td> <td>99.14%</td> <td>固定資産税</td> <td>98.92%</td> </tr> <tr> <td>軽自動車税</td> <td>99.38%</td> <td>国保税</td> <td>96.78%</td> </tr> </table> <p>※収納率の実績(滞納繰越分)</p> <table border="0"> <tr> <td>平成 19 年度 町民税</td> <td>32.72%</td> <td>固定資産税</td> <td>21.39%</td> </tr> <tr> <td>軽自動車税</td> <td>44.92%</td> <td>国保税</td> <td>26.49%</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度 町民税</td> <td>35.58%</td> <td>固定資産税</td> <td>34.77%</td> </tr> <tr> <td>軽自動車税</td> <td>53.59%</td> <td>国保税</td> <td>34.03%</td> </tr> </table>	平成 19 年度 町民税	99.25%	固定資産税	98.69%	軽自動車税	99.31%	国保税	97.32%	平成 20 年度 町民税	99.14%	固定資産税	98.92%	軽自動車税	99.38%	国保税	96.78%	平成 19 年度 町民税	32.72%	固定資産税	21.39%	軽自動車税	44.92%	国保税	26.49%	平成 20 年度 町民税	35.58%	固定資産税	34.77%	軽自動車税	53.59%	国保税	34.03%
平成 19 年度 町民税	99.25%	固定資産税	98.69%																																
軽自動車税	99.31%	国保税	97.32%																																
平成 20 年度 町民税	99.14%	固定資産税	98.92%																																
軽自動車税	99.38%	国保税	96.78%																																
平成 19 年度 町民税	32.72%	固定資産税	21.39%																																
軽自動車税	44.92%	国保税	26.49%																																
平成 20 年度 町民税	35.58%	固定資産税	34.77%																																
軽自動車税	53.59%	国保税	34.03%																																
2(3)②	町税などの徴収体制を強化し、その姿勢を示すことで、町民の納税意識の高揚に努めること。	平成 19.9～	<p>立山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例を施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月(3日間)課員全員による夜間電話催促を実施 <ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度 36 回 平成 20 年度 36 回 ・悪質な滞納者に、督促状・催告書(差し押さえ予告)を通知 <table border="0"> <tr> <td>督促状</td> <td>平成 19 年度</td> <td>9,743 通</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成 20 年度</td> <td>11,211 通</td> </tr> <tr> <td>催告書</td> <td>平成 19 年度</td> <td>4,564 通</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成 20 年度</td> <td>3,131 通</td> </tr> </table> ・差し押さえ(預貯金・給料・年金・生命保険等)を実施 <table border="0"> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>49 件</td> <td>2,541 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>77 件</td> <td>5,129 千円</td> </tr> </table> ・徴収専門員による滞納者からの徴収(毎週火・木曜日)を実施 <table border="0"> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>100 日間</td> <td>877 件</td> <td>9,755 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>99 日間</td> <td>823 件</td> <td>9,458 千円</td> </tr> </table> 	督促状	平成 19 年度	9,743 通		平成 20 年度	11,211 通	催告書	平成 19 年度	4,564 通		平成 20 年度	3,131 通	平成 19 年度	49 件	2,541 千円	平成 20 年度	77 件	5,129 千円	平成 19 年度	100 日間	877 件	9,755 千円	平成 20 年度	99 日間	823 件	9,458 千円						
督促状	平成 19 年度	9,743 通																																	
	平成 20 年度	11,211 通																																	
催告書	平成 19 年度	4,564 通																																	
	平成 20 年度	3,131 通																																	
平成 19 年度	49 件	2,541 千円																																	
平成 20 年度	77 件	5,129 千円																																	
平成 19 年度	100 日間	877 件	9,755 千円																																
平成 20 年度	99 日間	823 件	9,458 千円																																

			<ul style="list-style-type: none"> ・保育料、住宅家賃、水道料、下水道料などの担当課と情報交換を図り、連携をとりながら徴収の体制を強化 平成 19 年度 毎月 1 回の情報交換会の実施 平成 20 年度 毎月 1 回の情報交換会の実施 ・毎週月曜日を延長窓口として開設し、納税者の利便性に努める 平成 19 年度 午後 7 時まで延長 44 日間 平成 20 年度 午後 7 時まで延長 44 日間 (冬期間は午後 6 時 30 分まで延長) <p>平成 21 年度以降も従来の取り組みをより推進する。 納付方法として、コンビニ収納については、平成 21 年度中に導入の可否を決定し、マルチペイメント導入については、県内の状況を見ながら対応していく。</p>
3(1)①	財政状況や将来予想などの情報を公表し、行政と町民の情報共有に努めること。	平成 21.5 平成 21.6	<p>財政状況については 「Net3」で公表 「広報たてやま」で公表 財政推計については平成 22 年度末の公表に努める</p>
3(1)②	行財政改革の進捗状況や財政効果などを公表し、住民監視の下での改革に努めること。	平成 21.3 平成 21.7	<p>提言と主な意見を町ホームページで公表 実績・工程表を町ホームページで公表</p>
3(2)①	町民が主体的に行うまちづくり活動の研究や財政的支援に努めること。	平成 21.4～	<p>(新)地域づくり支援事業を実施 限度額 20 万円 * 15 = 300 万円を予算化 審査会を実施し、1 ヶ月以内に認定決定を通知する</p>
3(2)②	町や外部団体が行うアンケート結果を活用し、町民のニーズを的確に把握するよう努めること。	平成 20.8	<p>住民意向調査の実施 住民アンケートおよび懇談会等により計画等に反映していく。</p>
3(2)③	職員の地域活動やボランティア活動		地域活動やボランティア活動の内容について検討する。

	を促進する体制整備に努めること。		→ 社会に貢献する活動 ボランティア休暇（年5日）の活用促進																											
3(3)①	まちづくり等において民間企業や団体と連携を図るとともに、その活力が十分発揮される仕組みを検討すること。		官民の人的交流については、平成21年度中にまとめる人材育成基本計画において検討する。																											
3(3)②	指定管理者制度の有効活用に努めること。		<p>幅広い法人や団体が管理・運営に参加することにより民間手法による「弾力性と柔軟性」のある施設運営に資する。</p> <p>導入済み施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>指定日</th> <th>管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立山町民会館</td> <td>21.4.1</td> <td>町商業協同組合</td> </tr> <tr> <td>立山町中央体育センター</td> <td>21.4.1</td> <td>町体育協会</td> </tr> <tr> <td>立山町いきいき長寿センター</td> <td>21.4.1</td> <td>公清会</td> </tr> <tr> <td>グリーンパーク吉峰</td> <td>20.4.1</td> <td>立山グリーンパーク</td> </tr> <tr> <td>陶の里陶農館</td> <td>20.4.1</td> <td>立山グリーンパーク</td> </tr> <tr> <td>東谷地区地域資源活用総合交流館</td> <td>20.4.1</td> <td>立山自然ふれあいセンター</td> </tr> <tr> <td>四谷尾地区親水公園</td> <td>20.4.1</td> <td>立山自然ふれあいセンター</td> </tr> </tbody> </table> <p>導入予定施設</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>総合公園</td> <td>22.4.1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	指定日	管理者	立山町民会館	21.4.1	町商業協同組合	立山町中央体育センター	21.4.1	町体育協会	立山町いきいき長寿センター	21.4.1	公清会	グリーンパーク吉峰	20.4.1	立山グリーンパーク	陶の里陶農館	20.4.1	立山グリーンパーク	東谷地区地域資源活用総合交流館	20.4.1	立山自然ふれあいセンター	四谷尾地区親水公園	20.4.1	立山自然ふれあいセンター	総合公園	22.4.1	
施設名	指定日	管理者																												
立山町民会館	21.4.1	町商業協同組合																												
立山町中央体育センター	21.4.1	町体育協会																												
立山町いきいき長寿センター	21.4.1	公清会																												
グリーンパーク吉峰	20.4.1	立山グリーンパーク																												
陶の里陶農館	20.4.1	立山グリーンパーク																												
東谷地区地域資源活用総合交流館	20.4.1	立山自然ふれあいセンター																												
四谷尾地区親水公園	20.4.1	立山自然ふれあいセンター																												
総合公園	22.4.1																													